

全国健康保険協会（協会けんぽ）
参考資料

協会けんぽの現状について

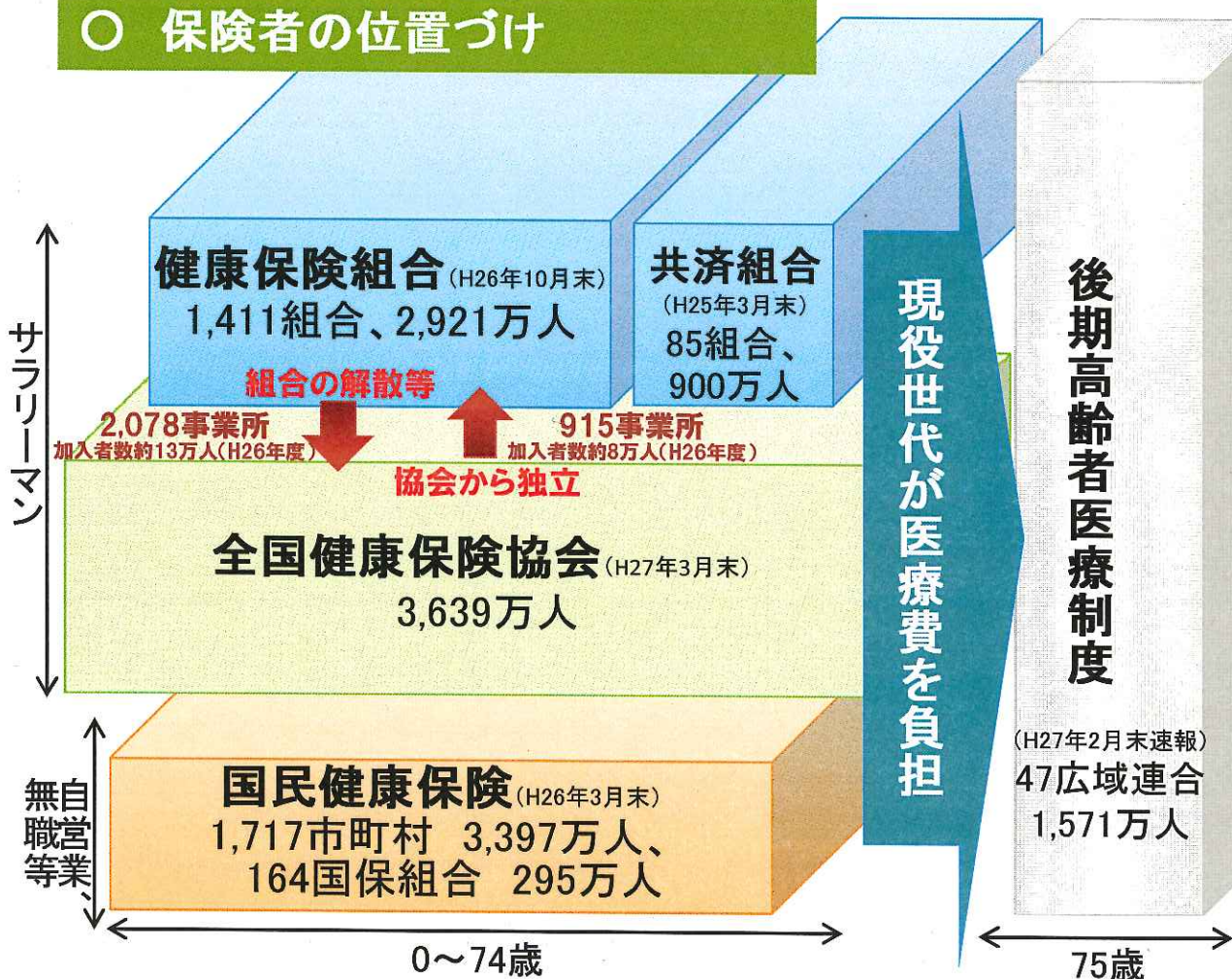


協会けんぽの規模

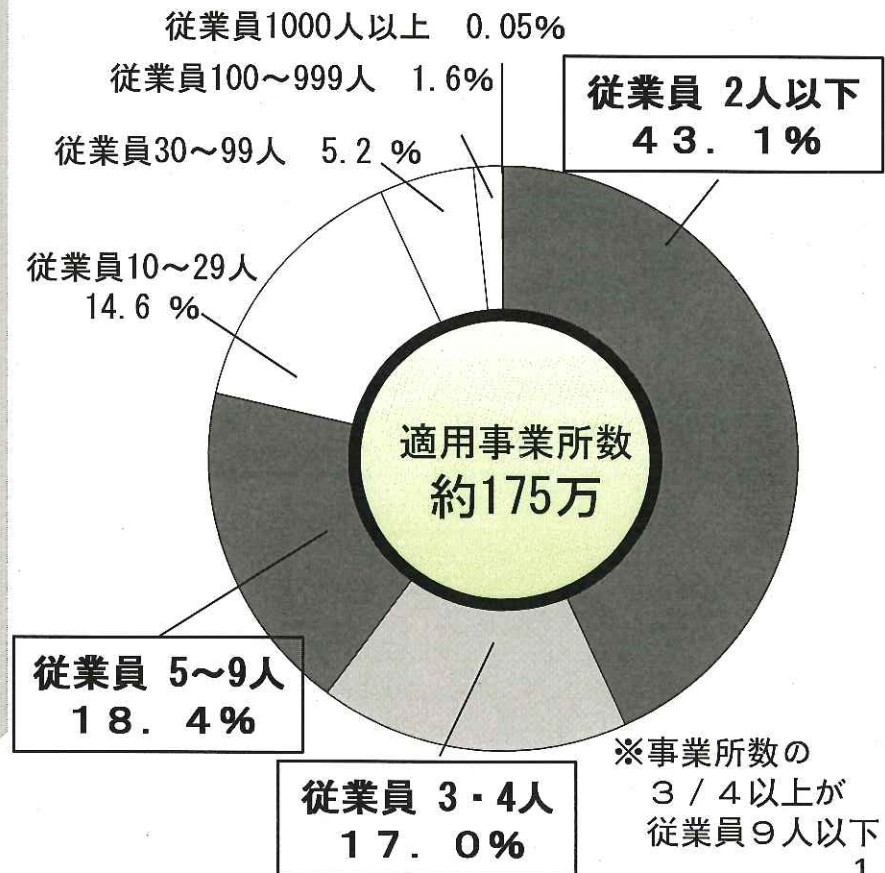
- 3600万人(国民の3.5人に1人)が加入者。
- 健保組合を作ることができない中小企業・小規模企業が多く、事業所数の3/4以上が従業員9人以下。

➡ 協会けんぽは、サラリーマンの医療保険の最後の受け皿。

○ 保険者の位置づけ

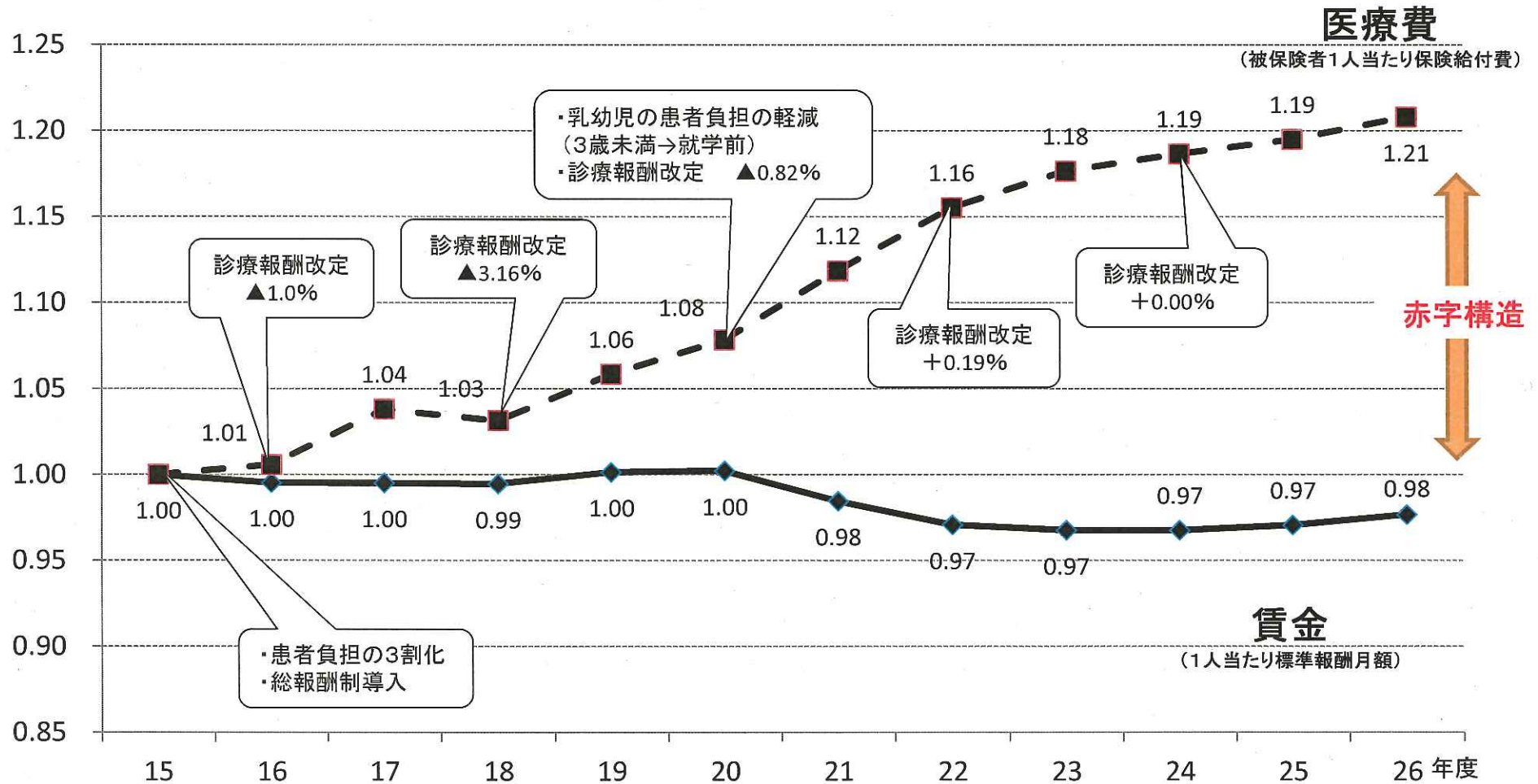


○ 協会の事業所規模別構成 (27年3月末)



協会けんぽの保険財政の傾向

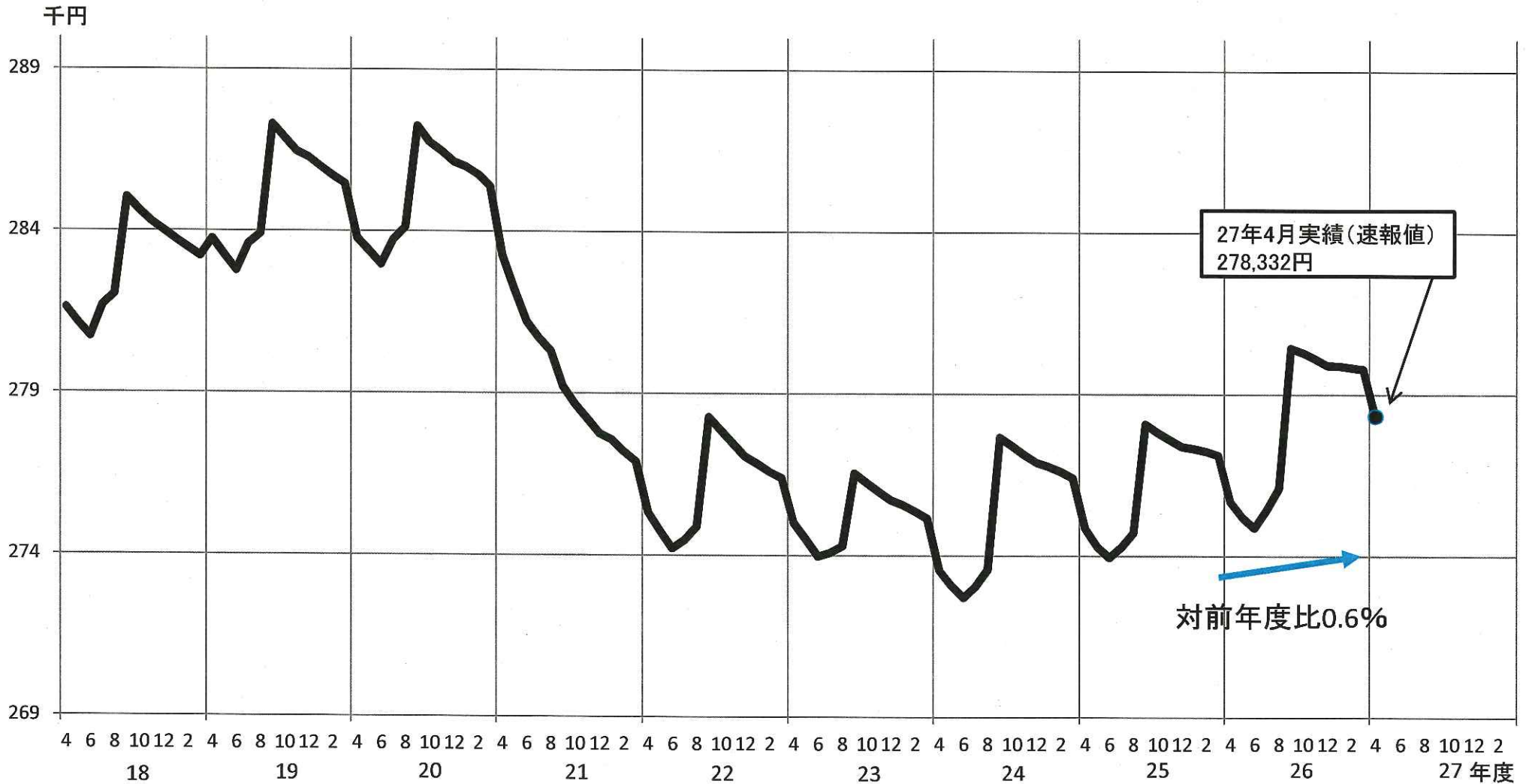
●近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造。



(注)数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。

協会けんぽ被保険者1人当たり標準報酬月額推移

- リーマンショック以降、急激に落ち込んだ標準報酬月額は、25年度以降、ようやく横ばいから若干好転してきているが、依然として、赤字財政構造は変わらない。



平成27年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.0%であり、最高は佐賀県の10.21%、最低は新潟県の9.86%である。

北海道	10.14%	石川県	9.99%	岡山県	10.09%
青森県	9.98%	福井県	9.93%	広島県	10.03%
岩手県	9.97%	山梨県	9.96%	山口県	10.10%
宮城県	9.96%	長野県	9.91%	徳島県	10.10%
秋田県	10.06%	岐阜県	9.98%	香川県	10.11%
山形県	9.97%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.92%	愛知県	9.97%	高知県	10.05%
茨城県	9.92%	三重県	9.94%	福岡県	10.09%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.94%	佐賀県	10.21%
群馬県	9.92%	京都府	10.02%	長崎県	10.07%
埼玉県	9.93%	大阪府	10.04%	熊本県	10.09%
千葉県	9.97%	兵庫県	10.04%	大分県	10.03%
東京都	9.97%	奈良県	9.98%	宮崎県	9.98%
神奈川県	9.98%	和歌山県	9.97%	鹿児島県	10.02%
新潟県	9.86%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.96%
富山県	9.91%	島根県	10.06%	※ 全国平均では10.0%	

医療費適正化に向けた保険者機能の発揮・強化の取組み

ジェネリック医薬品の使用促進

- 【協会】 服用する薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を加入者に通知しています。
- 【加入者】 当協会からの通知を受け取った4人に1人がジェネリック医薬品に切り替えています。
切り替えによる医療費の軽減額は、5年半の間の累計で**約340億円**(推計)です。

レセプト点検・経費削減

- 【協会】 医療機関からの保険請求の点検をしています。効果額 **約250億円**(26年度実績)
事務経費の削減に取り組んでいます。

健診・保健指導

- 【協会】 健康づくりの入口として健診や保健指導、重症化予防の取組を進めるとともに、27年度からは各支部ごとに、地域の特性に応じた「データヘルス計画」を実施しています。
- 【事業主】 協会とコラボレートした健康経営の推進などにより、職場の健康意識の醸成を図っています。
- 【加入者】 個々の状態に応じ、食事・運動を通じた健康づくりや、病気の早期発見・早期治療を推進しています。

扶養家族の再確認

- 【協会】 加入者のご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを毎年確認しています。
- 【加入者・事業主】 25年度は**約32億円**、26年度は**約34億円**の削減ができました(いずれも推計)。

健康保険の正しい利用の促進

- 【協会】 審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。柔道整復療養費の照会業務では、26年度は、25年度の約9万5千件を上回る14万件超の文書照会を実施しました。
- 【加入者】 適正な医療機関のかかり方等を紹介し、医療費の無駄削減を呼びかけています。